

湖北介護支援専門員連絡協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は湖北介護支援専門員連絡協議会という。

(目 的)

第2条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と会員間のネットワーク化を図ることにより、自立支援を基本とした介護の業務の円滑な推進に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の専門的知識および技術の向上に関すること。
- (2) 介護支援専門員のネットワークの構築に関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 介護保険制度の円滑な運営のための社会資源の開発、改善および量的な確保に関すること。
- (5) 滋賀県介護支援専門員連絡協議会（以下、「県協議会」という。）および日本介護支援専門員協会（以下、「日本協会」という。）滋賀支部運営の支援・協力に関する事。
- (6) 上記に掲げるほか目的を達成するために必要なこと。

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会は、その目的に賛同する湖北（長浜市・米原市）に住所または勤務地を有する介護支援専門員であって、入会を希望するものをもって構成する。

2 本会は、前項に掲げる者（以下「正会員」という。）のほか、その目的に賛同し、本会が特に入会を認めたものをもって準会員とする。

(入 会)

第5条 入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、会費の納入をもって入会したものとする。ただし、県協議会の会員である介護支援専門員は、県協議会の申込書により、当会入会の意思を表明するとともに、当会所定の入会申込書を提出することにより入会したものとする。

(会 費)

第6条 会費は、年額1,000円とする。ただし、県協議会の会員については、県協議会よりの還付金を充てる。（但し、県協議会が指定する期日までに会費を納付した場合に限る）

2 準会員については入会申し込み時に、翌年からは年度当初に納入する。

(退 会)

第7条 会員は、次に掲げる場合には、本会を退会する。

- (1) 会員が退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡したとき。
- (3) 前条に規定する会費を納入しなかったとき。

2 前項第1号の規定により退会する場合は、理事会に書面によりその旨を申し出なければならない。

(除 名)

第8条 本会の名誉を著しく傷つけ、または規約および倫理に反する重大な行為のあった会員に対しては、理事会の協議を経て、本会から除名することができる。この場合において、当該会員に対して、事前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金の不返還)

第9条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 組 織

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 6名以上 12名以下
- (4) 監事 2名

2 理事は正会員の中から互選により選出する。

3 会長は理事の互選により選出する。

4 監事は正会員の中から理事会が指名する。

5 監事は理事を兼務する事ができない。

6 役員任期は2年とし、再任はこれを妨げない。

7 任期途中で役員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

8 会長は理事の中から副会長2名、事務局長1名、会計1名を指名する

9 会長、副会長、事務局長、会計、監事は総会の承認を得なければならない。

(職 務)

第11条 会長は本会を代表し、本会の業務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、本会の業務を遂行する。

4 監事は本会の会計及び業務の遂行を監査する。

(評議員)

第 12 条 本会に 6 名以上 12 名以下の評議員を置く。

- 2 評議員は理事会の推薦により選出する。
- 3 評議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 任期の途中で評議員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 評議員は理事会の業務を支援するとともに会員の意見を聴取し、理事会に提案することができる。
- 6 評議員は理事会の招集により協議に参画する。

(顧問)

第 13 条 本会に顧問を置くことができる。

(事務局)

第 14 条 本会の事務局は、当分の間、事務局長の所属する事業所に置く。

第4章 会 議

(総 会)

第 15 条 総会は、全ての会員を持って構成する。

- 2 総会は次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 予算および決算に関する事項
 - (3) 規約の制定及び改廃に関する事項
 - (4) その他、本会の運営に関する重要な事項

(定期総会および臨時総会)

第 16 条 定期総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の総数の 4 分の 1 以上の者から会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

(総会の会議)

第 17 条 総会の会議は、会長が招集する。

- 2 総会の会議は、出席者の過半数により議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会の会議の議長は、会議に出席した正会員の中から会員の互選により選出する。
- 4 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として議決を委任する事ができる。この場合第 1 項及び第 2 項の適用において出席したものとみなす。

(理事会)

第18条 理事会は理事をもって構成する。

2 理事会は次に掲げる事項を協議する。

(1) 総会に提出する案件に関する事項

(2) 会員の入退会に関する事項

(3) その他、本会の円滑な運営に資する事項

3 理事会は必要に応じて随時開催する事ができる。

第5章 会計

(経費)

第19条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって賄う。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算)

第21条 本会の収支は、その年度末に監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする

第6章 規約の変更および委任

(規約の変更)

第22条 この規約を変更するときは、理事会の発議により、総会において議決しなければならない。

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、理事会の協議を経て、別に定める。

付 則

1 この規約は、平成12年2月6日から施行する。

2 最初の総会において選出された理事および承認された監事の任期は、第3章の規定にかかわらず平成13年3月31日までとする。

3 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

4 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

5 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

6 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

7 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

8 この規約は、平成24年12月14日から施行する。